

## 合併処理浄化槽補助見直しについて

## 【合併処理浄化槽補助状況】

- ・合併処理浄化槽は①処理性能が高い②設置コストが安い③地震に強い等の特徴があり、今後の役割は大きく、新設が禁止となった単独処理浄化槽からの合併槽への転換が優先課題となっている。このようななか、国では単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの転換については、設置費用の4割相当を助成対象とし、国・県・市町村が各々1/3が負担。(合併処理浄化槽設置費補助)
- ・国は単独処理浄化槽からの転換を促進していることから、平成24年度より単独処理浄化槽撤去に係る費用相当額を国1/3・県2/3が負担。(単独処理槽撤去費補助)
- ・更なる単独処理浄化槽からの転換を加速することを目的として、単独処理浄化槽を撤去した場合のみ適用される宅内配管工事費補助が令和元年より新設。国1/3・市2/3が負担。(宅内配管工事費補助)

(補助内訳)

単位：円

補助名称/内訳	人槽	補助額	国	県	市
合併処理浄化槽設置費補助	5	294,000	98,000	98,000	98,000
	7	342,000	114,000	114,000	114,000
	10	459,000	153,000	153,000	153,000
単独処理浄化槽撤去費補助		90,000	30,000	60,000	0
宅内配管工事費補助		300,000	100,000	0	200,000

(現行補助制度)

合併処理浄化槽	家屋	現況	対象者	合併処理浄化槽設置費補助	単独処理浄化槽撤去費補助	宅内配管工事費補助
新設	新築	—	居住者	○	×	×
			民間事業者	×	×	×
転換	改築・増築	単独浄化槽	居住者	○	×	×
		汲み取り槽	居住者	○	×	×
	—	単独浄化槽	居住者	○	○(撤去)	○
				○	×(存置)	×
更新 改築	改築・増築	合併処理浄化槽	居住者	○※	×	×
	—	浄化槽	居住者	○※	×	×

※は市単独

(現行補助額)

単位：円

5人槽	合併処理浄化槽設置費補助	単独処理浄化槽撤去費補助	宅内配管工事費補助	補助額最大
単独処理浄化槽	294,000	90,000	300,000	684,000
汲み取り槽	294,000	—	—	294,000

**【新設補助の必要性】**

- ・ 本市における生活排水ベストプランは、公共下水道及び農業集落排水による汚水処理としていることから現在進めている公共下水道全体計画見直しに伴い、合併処理浄化槽区域となった方々が生活排水処理を適切に行えるよう合併処理浄化槽の設置にかかる補助制度については、設置推進に寄与する市独自の補助内容を拡充する必要がある。
- ・ 本市においては、汲み取り槽が一定数存在することや放流先の確保が課題となっていることから、補助制度を検討することが不可欠である。
- ・ 合併処理浄化槽への転換は、個人の負担が大きいことが課題であり、転換しようとする動機付けが乏しいことも転換が進まない大きな要因でもあるが、昨年度より宅内配管工事費補助を新設したことにより今年度の転換者は急速に増えており、汲み取り槽世帯への動機付けとして新設補助は非常に有効である。
- ・ 公共下水道事業認可区域の整備は少なくともあと6年を要することから、汚水処理人口普及率向上のためには、未計画地区における合併処理浄化槽への転換が必要不可欠である。

**【独自補助の新設】**

**（宅内配管工事費補助単独）200,000円**

- ・ 公共下水道全体計画見直し作業より、本市における未計画地内の単独処理浄化槽人口2,624人と汲み取り槽人口3,578人の転換が今後の普及率向上には必要となるが、本市においては、汲み取り槽人口が単独処理浄化槽人口を上回っており、国の制度にある宅内配管工事費補助については、単独処理浄化槽の撤去が条件となることから、不均衡が生じている。このため、個人負担を軽減するよう補助を拡充する。

**（敷地内処理装置設置費補助）50,000円**

- ・ 合併処理浄化槽の放流においては、道路側溝のない地域と不均衡が生じており、敷地内処理装置の設置が必要な方を対象に宅内配管工事費補助に上乗せする。

（適用について）

- ・ 合併処理浄化槽への転換の場合、適用する。（新築及び更新は適用外）

**【現行制度との比較】**

合併処理浄化槽	家屋	現況	対象者	合併処理浄化槽 設置費補助	単独処理浄化槽 撤去費補助	宅内配管 工事費補助	敷地内処理装置 設置費補助
新設	新築	—	居住者	○	×	×	×
			民間事業者	×	×	×	×
転換	改築・増築	単独浄化槽	居住者	○	×	○※	○※
		汲み取り槽	居住者	○	×	○※	○※
	—	単独浄化槽	居住者	○	○(撤去)	○	○※
				○	×(存置)	○※	○※
	汲み取り槽	居住者	○	×	○※	○※	
更新	改築・増築	合併処理	居住者	○※	×	×	×
改築	—	浄化槽	居住者	○※	×	×	×

※は市単独

単位：円

合併処理浄化槽	家屋	現況	対象者	合併処理浄化槽 設置費補助	単独処理浄化槽 撤去費補助	宅内配管 工事費補助	敷地内処理装置 設置費補助	補助額 最大
新設	新築	—	居住者	294,000	×	×	×	294,000
			民間事業者	×	×	×	×	0
転換	改築・増築	単独浄化槽	居住者	294,000	×	200,000	50,000	544,000
		汲み取り槽	居住者	294,000	×	200,000	50,000	544,000
	—	単独浄化槽	居住者	294,000	90,000	300,000	50,000	734,000
				294,000	×(存置)	200,000	50,000	544,000
	汲み取り槽	居住者	294,000	×	200,000	50,000	544,000	
更新	改築・増築	合併処理	居住者	294,000	×	×	×	294,000
改築	—	浄化槽	居住者	294,000	×	×	×	294,000

【近隣市町村の汚水処理人口普及率】

								(令和元年度末)
市町村	行政人口 (人)	下水道		農業集落排水		合併処理浄化槽		汚水処理 人口普及率 (%)
		処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	
那珂市	54,523	29,538	54.2%	6,740	12.4%	9,129	16.7%	83.3%
水戸市	271,164	214,768	79.2%	9,948	3.7%	24,208	8.9%	91.8%
ひたちなか市	158,225	101,914	64.4%	805	0.5%	39,092	24.7%	89.6%
常陸大宮市	41,122	11,239	27.3%	7,275	17.7%	12,165	29.6%	74.6%
常陸太田市	50,831	21,744	42.8%	5,514	10.8%	15,248	30.0%	83.6%
日立市	176,773	173,605	98.2%	0	0.0%	2,002	1.1%	99.3%
高萩市	28,128	25,653	91.2%	0	0.0%	674	2.4%	93.6%
北茨城市	43,085	4,205	9.8%	903	2.1%	22,599	52.5%	64.3%
大洗町	16,704	9,311	55.7%	0	0.0%	3,146	18.8%	74.6%
大子町	16,547	0	0.0%	0	0.0%	8,296	50.1%	50.1%
城里町	19,197	11,530	60.1%	3,806	19.8%	2,122	11.1%	90.9%
東海村	38,381	34,472	89.8%	0	0.0%	859	2.2%	92.1%
<b>茨城県</b>	<b>2,913,226</b>	<b>1,836,075</b>	<b>63.0%</b>	<b>156,252</b>	<b>5.4%</b>	<b>500,632</b>	<b>17.2%</b>	<b>85.6%</b>

【合併処理浄化槽の有効性】

- ・隣接の水戸市、東海村、城里町では汚水処理人口普及率は9割を超え、下水道と農業集落排水を併せた普及率は当市より高い。
- ・ひたちなか市は、下水道と農業集落排水を併せた普及率は当市と同等であるが、合併処理浄化槽を加えると概ね9割となる。
- ・また、常陸大宮市や常陸太田市では、下水道と農業集落排水を併せた普及率は当市より低いが、合併処理浄化槽による普及率が非常に高く、汚水処理人口普及率の底上げを担っている。

以上、下水道や農業集落排水の整備が遅れている市町村では、合併処理浄化槽の設置によって汚水処理人口普及率をカバーしている傾向にあり、合併処理浄化槽が非常に有効である。

【今後の汚水処理人口普及率の目標】

- ・令和5年度が公共下水道事業認可期間であることから、少なくとも令和5年度末の汚水処理人口普及率が**90%**を超える。
- ・現在の公共下水道事業認可区域の整備が終わる時期には**92%**を超える。

以上、目標達成には単独処理浄化槽や汲み取り槽からの転換が毎年90基必要となる。 単位：人

	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末
人口(住基)	54,523	54,269	54,005	53,740	53,476	53,221	52,946	52,682
公共下水道	29,538	29,818	30,299	30,814	31,206	31,416	31,488	31,500
農業集落排水	6,740	7,640	7,564	7,488	7,413	7,339	7,266	7,193
合併処理浄化槽	9,129	9,180	9,301	9,422	9,541	9,659	9,775	9,891
汚水処理人口普及率	83.28%	85.94%	87.33%	88.81%	90.06%	90.97%	91.66%	92.22%

**【令和3年度 転換補助予算】**

☆合併処理浄化槽転換補助 90 基

(単独処理浄化槽からの転換 60 基)

単位:円

単独槽から転換	基数	補助額	事業費	国	県	市
合併処理浄化槽設置費補助(5人)	25	294,000	7,350,000	2,450,000	2,450,000	2,450,000
合併処理浄化槽設置費補助(7人)	35	342,000	11,970,000	3,990,000	3,990,000	3,990,000
単独処理浄化槽撤去費補助	60	90,000	5,400,000	1,800,000	3,600,000	0
宅内配管工事費補助	60	300,000	18,000,000	6,000,000	0	12,000,000
小計 ①		1,026,000	42,720,000	14,240,000	10,040,000	18,440,000

(汲み取り槽・単独処理浄化槽未撤去からの転換 30 基)

単位:円

汲み取り槽・単独槽未撤去	基数	補助額	事業費	国	県	市
合併処理浄化槽設置費補助(5人)	30	294,000	8,820,000	2,940,000	2,940,000	2,940,000
宅内配管工事費補助単独	30	200,000	6,000,000	0	0	6,000,000
小計 ②		494,000	14,820,000	2,940,000	2,940,000	8,940,000

(敷地内処理装置設置補助 60 基) 敷地内処理申請実績 7 割

単位:円

処理水敷地内処理	基数	補助額	事業費	国	県	市
敷地内処理装置設置費補助 ③	60	50,000	3,000,000	0	0	3,000,000

単位:円

合併処理浄化槽転換補助	事業費	国	県	市
合計 ①+②+③	60,540,000	17,180,000	12,980,000	30,380,000

**【今後のスケジュール】**

- 令和3年1月～2月 ・住民説明会（下水道全体計画見直し説明会同時開催）
- 3月 ・産業建設常任委員会予算上程
- ・補助金要綱の改正
- ・下水道未計画区域にDM発送（合併処理浄化槽補助拡充）

# □ 事業スキーム

## <宅内配管工事費補助単独>

汚水処理人口（普及率）を上げるためには、単独処理浄化槽及び汲み取りからの転換が不可欠です。  
その転換を加速させるため、国県補助対象外の転換について個人負担を軽減するよう補助を拡充する。

宅内工事費補助単独	200,000円
-----------	----------

## <敷地内処理装置設置費補助>

合併浄化槽を設置したいが、処理水の放流先がないなど、土地条件の問題で設置できない場合につき配管工事費補助に上乗せする。

敷地内処理装置設置費補助	50,000円
--------------	---------

## 【CASE1】

現行の転換補助対象外であり、汲み取り槽及び単独浄化槽部分撤去に伴う転換並びに家屋の改築・増築時の汲み取り槽及び単独浄化槽撤去に伴う転換

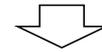
### <現行>

補助基準額：本体・工事費73.5万円（通常型5人槽）			処分費	配管費（敷地内処理装置等含む）40万～60万円
補助基準額（4割）29.4万			部分撤去 個人負担	個人負担
国 1/3 9.8万	県 1/3 9.8万	市 1/3 9.8万		



### <宅内配管工事費補助単独>

補助基準額：本体・工事費73.5万円（通常型5人槽）			処分費	配管費（敷地内処理装置等含む）40万～60万円
補助基準額（4割）29.4万			部分撤去 自己負担	補助額上限20万
国 1/3 9.8万	県 1/3 9.8万	市 1/3 9.8万		個人負担（6割） 44.1万



### <宅内配管工事費補助単独> + <敷地内処理装置設置費補助>

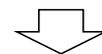
補助基準額：本体・工事費73.5万円（通常型5人槽）			処分費	配管費（敷地内処理装置等含む）40万～60万円
補助基準額（4割）29.4万			部分撤去 自己負担	補助額上限20万
国 1/3 9.8万	県 1/3 9.8万	市 1/3 9.8万		個人負担（6割） 44.1万

## 【CASE2】

現行の転換補助に加え敷地内汚水処理装置を設置する場合

### <現行>

補助基準額：本体・工事費73.5万円（通常型5人槽）			処分費	配管費（敷地内処理装置等含む）40万～60万円
補助基準額（4割）29.4万			補助額 9万 国1/3 県2/3	補助額上限30万
国 1/3 9.8万	県 1/3 9.8万	市 1/3 9.8万		個人負担（6割） 44.1万



### <敷地内処理装置設置費補助>

補助基準額：本体・工事費73.5万円（通常型5人槽）			処分費	配管費（敷地内処理装置等含む）40万～60万円
補助基準額（4割）29.4万			補助額 9万 国1/3 県2/3	補助額上限30万
国 1/3 9.8万	県 1/3 9.8万	市 1/3 9.8万		個人負担（6割） 44.1万